

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則 新旧対照表

改正案

(事務長等)  
 第二条 学校に事務長を置き、当該事務長は、上司の命を受け、事務を処理する。  
 2 前項に規定するもののほか、学校に次の表の上欄に掲げる職を置くことができるものとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職	務
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する。	
主任専門員	上司の命を受け、特定の事務を処理する。	
主任専門員	上司の命を受け、特定の事務を処理する。	
主任技師	上司の命を受け、担任技術を処理する。	
主任主事	上司の命を受け、担任事務を処理する。	
業務主任	上司の命を受け、担任業務を処理する。	

備考 専門員については、特定の事務名を付した職名とする。

現行

(事務長等)  
 第二条 学校に事務長を置き、当該事務長は、上司の命を受け、事務を処理する。  
 2 前項に規定するもののほか、学校に次の表の上欄に掲げる職を置くことができるものとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職	務
事務次長	事務長を補佐する。	
専門員	上司の命を受け、特定事務を処理する。	
主任技師	上司の命を受け、担任技術を処理する。	
主任主事	上司の命を受け、担任事務を処理する。	
業務主任	上司の命を受け、担任業務を処理する。	

備考 専門員については、特定の事務名を付した職名とする。